

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人EPO（以下「当法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規定は当法人が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当法人が依頼する講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用する。

(謝金の支払い基準)

第3条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び、助言を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金は原則として別表の標準単価を適用する。

- 2 講演謝金等及び助言謝金等の支払い対象とする時間は移動時間及び控室等での待機時間を除いた実働時間とする。
- 3 講演謝金及び助言謝金等の支払い単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- 4 執筆謝金等について400字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語400字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
- 5 執筆謝金等の支払い単位は0.5枚とし、端数については、100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100字未満の場合は0.5枚とみなす。

(謝金の支払い方法)

第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振り込みによることができない場合はほかの方法により、支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収は行わない。

(費用)

第5条 交通費及び宿泊費を要した場合は当法人旅費規程を準用して支払う。

- 2 本規程の対象となる支払い対象者が当法人が依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については第5条の定めるところに従い請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

<別表>

講演謝金等	1時間あたり	30,000～50,000円
助言謝金等	1時間あたり	15,000～30,000円
執筆謝金等	400字あたり	2,000円

附則 この規程は令和6年7月1日から施行する。